

使用開始日:2024年7月22日

# TTI・グローバル 中小型厳選株式ファンド



#### 追加型投信/内外/株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

#### 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

#### <委託会社への照会先>

ホームページ: https://www.smd-am.co.jp

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

#### 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。



## 委託会社の概要



委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2024年5月31日現在)

運用する投資信託財産の 合計純資産総額

13兆5.553億円(2024年5月31日現在)

## 商品分類·属性区分



商品分類		
単位型•追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

- ※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
- ※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分 の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) をご覧ください。
  - ■委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2024年7月19日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載 内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は、三井住友DSアセットマネジ メントのホームページでご確認いただけます。
  - □ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資 法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
  - ■ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等と の分別管理等が義務付けられています。
  - ■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付 いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



## ファンドの目的



TTI・グローバル中小型株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への 投資を通じて、実質的に世界(新興国・地域を含む)の取引所に上場している中小型株式 に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

## ファンドの特色





主に世界(新興国・地域を含む)の取引所に上場している中小型株式の中から、長期的なトレンドの恩恵を受け成長が期待できる企業の株式に投資します。

- ※株式には不動産投資信託(REIT)、預託証書(DR)等を含みます。
- ※インド等の一部の国・地域の取引所に上場している株式への投資は、当該株式の値動きに連動する有価証券への 投資で代替することがあります。
- トップダウンの市場分析とボトムアップの企業のファンダメンタルズ分析に基づき、投資魅力のある銘柄に投資します。
- 実質的な運用は、TTインターナショナル・アセットマネジメント・リミテッド が行います。
  - ■マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を、TTインターナショナル・アセットマネジメント・リミテッドに委託します。
- 4

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

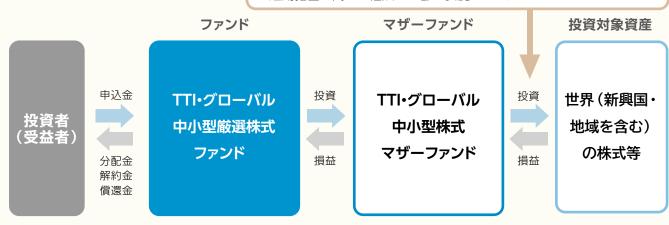
- ■基準価額は為替変動の影響を受けます。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



#### ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

TTインターナショナル・アセットマネジメント・リミテッド\*に、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。



\*TTインターナショナル・アセットマネジメント・リミテッドは、委託会社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの子会社(100%出資)です。

#### マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

#### 「TTインターナショナル・アセットマネジメント・リミテッドの概要 ]

★ 社 概 要
 ●1988年に設立され、伝統的な株式戦略やヘッジファンド戦略などに強みを持つ運用会社です。
 ●ロンドンと香港の2極体制で徹底したリサーチを行っており、新興国などでの運用に定評があります。
 ・ ロンドン、香港、ニューヨーク、東京
 従 業 員 数 106名(うち運用プロフェッショナル27名)
 運用資産残高 約8,540億円(約54億米ドル)

(注) 2024年5月末現在、運用資産残高は1米ドル=157.18円で円換算 (出所) TTインターナショナル・アセットマネジメント・リミテッド、Bloombergの情報を 基に委託会社作成 ■TTインターナショナル・アセットマネジメント・リミテッドは国連の責任投資原則 (PRI) やスチュワードシップコードに署名しています。

#### 「運用プロセス ]

#### 世界(新興国・地域を含む)の取引所に 上場している中小型株式\*等

#### 投資対象銘柄 約1,000銘柄

組入候補銘柄 約300銘柄

#### トップダウン分析

● 長期的な成長をもたらす4つのトレンドに関連する サブテーマを随時見直し、投資対象銘柄群を絞込み

#### ボトムアップ分析

- ●以下の観点から組入候補銘柄を絞込み
  - ・クオリティ(経営陣の質や財務健全性等)
  - ・グロース(企業の成長性や成長の原動力等)
  - ・バリュー(各評価尺度や感応度分析等)
- ●期待リターン、ダウンサイドリスク(下振れリスク)、 確信度等を考慮して、ポートフォリオを構築

ポートフォリオ 約45~60銘柄

- \*当ファンドにおいて中小型株式とは、時価総額が5億~200億米ドル程度を目安とし、TTインターナショナル・アセットマネジメント・リミテッドが中小型と判断した企業の株式を指します。また、時価総額の範囲は有価証券届出書提出日現在のものであり、市況動向等により変更となる場合があります。
- ▶4つのトレンドとサブテーマの例



#### マクロ経済の 構造変化

- ●インド(中間所得層の拡大)
- ●ベトナム(直接投資・中間所得層の拡大)
- ●リショアリング(生産の自国回帰)、ニアショアリング(近隣の国・地域に生産拠点を移転すること) など



人口·社会動態

- ●ヘルスケア
- ●ウェルスマネジメント
- ●旅行、娯楽 など



技術革新

- AIデータセンター
- サイバーセキュリティ
- ●フィンテック など



環境問題

- 電化、産業やエネルギーの効率化
- クリーンエネルギー
- クリーントランスポート など
- ※上記のサブテーマは、随時見直しを行います。
- ※上記の運用プロセス、4つのトレンドおよびサブテーマの例は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更 される場合があります。

(出所)TTインターナショナル・アセットマネジメント・リミテッドの情報を基に委託会社作成



#### 主な投資制限

- ■株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ■外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ■デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の 損益を実現する目的以外には利用しません。
- ■外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

#### 分配方針

- ■年1回(原則として毎年8月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。 ※第1期決算日は、2025年8月20日です。
- □分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。 (基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

#### 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が 支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### 基準価額の変動要因



- ■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ■運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ─投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- ■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



#### 価格変動リスク

#### 株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

中小型株は、株式市場全体の動きと比較して、相対的に値動きが大きくなることがあり、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。また、中小型株の値動きが株式市場全体の動きと異なる場合、ファンドの基準価額の動きは、株式市場全体の動きと異なることがあります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



## 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点





#### ファンド固有の留意点

#### 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

また、現地税務代理人との契約が必要となる場合があります。これらの契約関連費用は、原則としてファンドが実質的に負担することになるため、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

さらに、保有期間に応じたキャピタル・ゲイン税等が遡及的に課税される場合があり、基準価額に影響を及ぼすことがあります。



#### 投資信託に関する留意点

- ■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制



- ■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- ■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
  - さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、 当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- ■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス 会議に報告します。



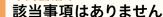


## ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

2

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

#### ■ 年間騰落率



☆ 分配金再投資基準価額:
該当事項はありません

#### 「 ファンドと他の代表的な 〕 [ 資産クラスとの騰落率の比較 〕

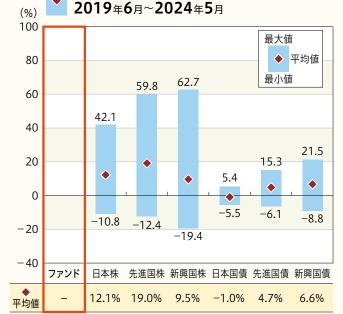


ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

#### ファンド:

該当事項はありません

他の資産クラス



※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。 ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### 各資産クラスの指数

日 本 株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。		
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。		
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。		
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。		
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。		
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。		

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドは、2024年8月20日から運用を開始するため、2024年7月19日現在、記載すべき事項はありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

## 基準価額・純資産の推移



該当事項はありません。

## 分配の推移



該当事項はありません。

## 主要な資産の状況



該当事項はありません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。







#### 購入時

入 単 位 お申込みの販売会社にお問い合わせください。 購

入 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円) 購 価 額

入 代 金 販売会社の定める期日までにお支払いください。 購

#### 換金時

位 お申込みの販売会社にお問い合わせください。 換 金 単

換 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 金 価

余 代 換 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

#### 申込関連

当初申込期間:販売会社が定める時間とします。

継続申込期間:原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務 手続きが午後3時\*までに完了したものを当日の申込受付分とし

ます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、

お申込みの販売会社にご確認ください。

\*2024年11月5日以降は、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了 したものを当日の申込受付分とする予定です。

#### 購入の申込期間

申込締切時間

当初申込期間:2024年8月5日から2024年8月19日まで

継続申込期間:2024年8月20日から2025年11月17日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新 されます。

#### 申込不可日

申込受付日または申込受付日の翌営業日が以下のいずれかに当たる場合には、

購入・換金のお申込みを受け付けません。

●ロンドンの取引所の休業日

●ロンドンの銀行の休業日

換 金 制 限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合が あります。

購入•換金申込受付 の中止及び取消し

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある ときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消し をする場合があります。

#### 決算日・収益分配

決 算 **日** 毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日)※第1期決算日は、2025年8月20日です。

> 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断 により分配を行わない場合もあります。)

収 益 分 配 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から 起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で 再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## お申込みメモ



#### その他

上

税

課

関

係

償

繰

**信 託 期 間** 無期限(2024年8月20日設定)

以下の場合には、繰上償還をすることがあります。

- ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき
- ●残存□数が30億□を下回ることとなったとき
- その他やむを得ない事情が発生したとき

#### 信託金の限度額 2,200億円

還

**告** 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。

**運用報告** 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

基準価額の 別のでは、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「TTI中小厳」 として掲載されます。

- ●課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。
- ●当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
- ※上記は、2024年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。







■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

#### 購入時・換金時

#### 購入時手数料

購入価額に3.3% (税抜き3.0%) を上限として、販売会社毎に定める手数料率を 乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### 保有時

## (信託報酬)

**運 用 管 理 費 用** ファンドの純資産総額に<mark>年1.804%(税抜き1.64%)</mark>の率を乗じた額とします。運用 管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産 から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容	
委託会社	年0.90%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	
販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド の管理、購入後の情報提供等の対価	
受託会社	年0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図 の実行等の対価	

- ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。
- ※委託会社の報酬には、TTI・グローバル中小型株式マザーファンドの運用指図に 関する権限の委託先への報酬(年0.60%)が含まれております。

#### その他の費用・ 手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用
- ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額 等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 手 続 手数 料

### ファンドの費用・税金



#### □税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税

普通分配金に対して20.315%

#### 換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税

換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門 家等にご確認されることをお勧めします。
- ※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ) | をご利用の場合
  - 少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税と なります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入する など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2024年5月末現在のものです。



#### 目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9175>

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

#### この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。 お客様がお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お 取引開始前にお取扱い店にご確認ください。

ファンド名	TTI・グローバル中小型厳選株式ファンド		
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。		
	手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。		
	分配金受取りコース:お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額に お申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース:お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金に お申込手数料(税込み)を加えて得た額です。)		
	お申込代金/金額	手数料率	
	1億円未満	3.3% (税抜 3.0%)	
	1億円以上5億円未満	1.65%(税抜 1.5%)	
	5 億円以上 10 億円未満	0.825%(税抜 0.75%)	
	10 億円以上	0.55%(税抜 0.5%)	
	※別に定める場合はこの限りではありません。 ※ダイレクトコースのお客様は別の手数料率となる場合があります。		
換金手数料及び	ファンドの交付目論見書をご確認ください。		
信託財産留保額			

本商品は、SMBCグループのグループ運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社およびTTインターナショナル・アセットマネジメント・リミテッドが運用する商品です。

## 目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9175>

ご負担いただく手数料につ	<分配金受取りコースのお申込手数料>		
いて(例)	お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申込		
	みいただく場合、1万口当たり基準価額が10,000円、お申込手数料率が3.3%(税込)とすると、		
	お申込手数料=100万口×10,000円÷10,000×3.3%=33,000円(税込)		
	となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。		
	<分配金再投資コースのお申込手数料>		
	お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100		
	万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入		
	金額となるものではありません。		
取扱いコース	分配金受取りコース/分配金再投資コース		
	※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとな		
	ります。		
	※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投		
	資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱い店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定め		
	る所定の日からのお支払いとなります。		
お申込単位	<分配金受取りコース>		
	新規申込時:10万口以上1万口単位 追加申込時:1万口単位		
	<分配金再投資コース>		
	新規申込時:10万円以上1円単位 追加申込時:1万円以上1円単位		
	※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申込		
	みいただける場合があります。		
	※別に定める場合はこの限りではありません。		
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位		
	分配金再投資コース:1万円以上1円単位または1口単位。		
	※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。		
	※別に定める場合はこの限りではありません。		
売買受渡日	お申込・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。		

当ファンドに係る	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
金融商品取引契約の概要		
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客様にお渡しいたします。	
会社の概要 (2024年3月末現在)	商号等 登録本店 協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター1,350億円金融商品取引業2009年6月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

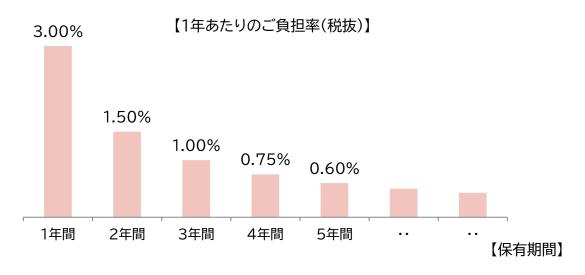
お申込みは



## お申込手数料に関するご説明

- \*当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。
  - ■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が 長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

#### 例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



- ※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただかずに、解約・換金(買戻し)時に 手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしく は、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期 に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。
- ※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申 込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等 をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)ま たは目論見書補完書面でご確認ください。
- ※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報では ございません。

#### 【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合もあります。上記お申込手数料の 1 年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご留意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

